

○総務省令第三号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第三十八条第一項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

総務大臣 武田 良太

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金利変動準備金として積み立てる金額等)</p> <p>第三十四条 法第三十八条第一項の総務省令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 機構が行った資金の貸付け及び地方債の応募に係る債権の当該事業年度末における合計額の千分の百に相当する額から、当該事業年度の前事業年度末の金利変動準備金の額を差し引いた額(当該額が負になる場合にあつては零とする。)</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(金利変動準備金として積み立てる金額等)</p> <p>第三十四条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 機構が行った資金の貸付け及び地方債の応募に係る債権の当該事業年度末における合計額の千分の百二十五に相当する額から、当該事業年度の前事業年度末の金利変動準備金の額を差し引いた額(当該額が負になる場合にあつては零とする。)</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。